

令和6年第3回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年3月1日（金） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|-------|--------------------|--------|
| 議案第4号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第5号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.3 |
| 議案第6号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.7 |

2 そ の 他

- | | | |
|--|----------------|--------|
| | 今後の委員会開催予定について | ・・・P.9 |
|--|----------------|--------|

議案第4号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年3月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 452人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 87人 |
| | 市外転出者 | 365人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年3月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和6年2月1日から令和6年2月29日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和5年10月1日から令和5年10月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	37	50	87
転出	187	178	365
合計	224	228	452

議案第5号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年3月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年3月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1,642人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和6年3月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和6年3月1日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

区分		男女別		計
		男	女	
令和5年12月1日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)		83,639	97,404	181,043
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 319	▲ 317	▲ 636
	(イ) 転出	▲ 535	▲ 512	▲ 1,047
	(ウ) 在外移転	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)	▲ 854	▲ 829	▲ 1,683
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		456	490	946
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 432	▲ 483	▲ 915
今回(令和6年3月1日) 追加登録者数 (h)		831	811	1,642
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)		83,640	97,393	181,033
備考 ((a)との増減)		1	▲ 11	▲ 10

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R5.3.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R6.3.1	順位	R5.3.1	順位			
1	西新第一	6,262	9	6,236	9	26	15	100.42%
2	西新第二	8,863	1	8,947	1	▲ 84	37	99.06%
3	高取第一	7,389	3	7,208	3	181	2	102.51%
4	高取第二	7,064	4	6,930	4	134	3	101.93%
5	百道浜	6,012	11	6,066	10	▲ 54	34	99.11%
6	百道	6,843	6	6,786	6	57	8	100.84%
7	室見第一	5,448	13	5,477	13	▲ 29	32	99.47%
8	室見第二	4,391	21	4,339	21	52	10	101.20%
9	原第一	4,192	23	3,612	27	580	1	116.06%
10	原第二	5,306	14	5,301	14	5	18	100.09%
11	大原	3,718	27	3,799	26	▲ 81	36	97.87%
12	原団地	3,010	33	3,067	33	▲ 57	35	98.14%
13	原北	6,552	7	6,494	7	58	7	100.89%
14	室見団地	2,191	36	2,213	36	▲ 22	29	99.01%
15	小田部	5,202	15	5,180	15	22	16	100.42%
16	有住	3,907	26	4,002	24	▲ 95	38	97.63%
17	有田第一	5,005	17	4,962	17	43	11	100.87%
18	有田第二	4,649	20	4,586	20	63	6	101.37%
19	賀茂	5,895	12	5,788	12	107	4	101.85%
20	原西第一	5,046	16	5,066	16	▲ 20	27	99.61%
21	原西第二	4,344	22	4,314	22	30	13	100.70%
22	飯原第一	3,147	31	3,170	31	▲ 23	30	99.27%
23	飯原第二	2,622	35	2,624	35	▲ 2	21	99.92%
24	飯倉中央	4,782	18	4,796	18	▲ 14	24	99.71%
25	飯倉	3,961	25	3,951	25	10	17	100.25%
26	千隈	3,258	29	3,257	29	1	20	100.03%
27	星の原	3,504	28	3,506	28	▲ 2	21	99.94%
28	田隈	6,844	5	6,817	5	27	14	100.40%
29	田村	8,688	2	8,727	2	▲ 39	33	99.55%
30	野芥第一	4,087	24	4,105	23	▲ 18	26	99.56%
31	野芥第二	3,254	30	3,212	30	42	12	101.31%
32	野芥第三	2,849	34	2,847	34	2	19	100.07%
33	四箇田	6,137	10	6,065	11	72	5	101.19%
34	入部	6,428	8	6,374	8	54	9	100.85%
35	早良	3,051	32	3,077	32	▲ 26	31	99.16%
36	脇山	1,864	37	1,884	37	▲ 20	27	98.94%
37	内野	4,659	19	4,670	19	▲ 11	23	99.76%
38	石釜	609	38	624	38	▲ 15	25	97.60%
合計		181,033		180,079		954		100.53%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R5.12.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R6.3.1	順位	R5.12.1	順位			
1	西新第一	6,262	9	6,239	9	23	5	100.37%
2	西新第二	8,863	1	8,869	1	▲6	23	99.93%
3	高取第一	7,389	3	7,405	3	▲16	30	99.78%
4	高取第二	7,064	4	7,068	4	▲4	20	99.94%
5	百道浜	6,012	11	6,025	11	▲13	28	99.78%
6	百道	6,843	6	6,862	5	▲19	33	99.72%
7	室見第一	5,448	13	5,477	13	▲29	36	99.47%
8	室見第二	4,391	21	4,409	21	▲18	32	99.59%
9	原第一	4,192	23	4,089	24	103	1	102.52%
10	原第二	5,306	14	5,279	14	27	4	100.51%
11	大原	3,718	27	3,768	27	▲50	38	98.67%
12	原団地	3,010	33	3,022	33	▲12	27	99.60%
13	原北	6,552	7	6,540	7	12	9	100.18%
14	室見団地	2,191	36	2,188	36	3	12	100.14%
15	小田部	5,202	15	5,211	15	▲9	26	99.83%
16	有住	3,907	26	3,949	26	▲42	37	98.94%
17	有田第一	5,005	17	5,000	17	5	10	100.10%
18	有田第二	4,649	20	4,674	19	▲25	35	99.47%
19	賀茂	5,895	12	5,855	12	40	2	100.68%
20	原西第一	5,046	16	5,033	16	13	8	100.26%
21	原西第二	4,344	22	4,352	22	▲8	25	99.82%
22	飯原第一	3,147	31	3,161	31	▲14	29	99.56%
23	飯原第二	2,622	35	2,618	35	4	11	100.15%
24	飯倉中央	4,782	18	4,779	18	3	12	100.06%
25	飯倉	3,961	25	3,962	25	▲1	18	99.97%
26	千隈	3,258	29	3,241	29	17	7	100.52%
27	星の原	3,504	28	3,502	28	2	14	100.06%
28	田隈	6,844	5	6,849	6	▲5	21	99.93%
29	田村	8,688	2	8,704	2	▲16	30	99.82%
30	野芥第一	4,087	24	4,110	23	▲23	34	99.44%
31	野芥第二	3,254	30	3,233	30	21	6	100.65%
32	野芥第三	2,849	34	2,856	34	▲7	24	99.75%
33	四箇田	6,137	10	6,099	10	38	3	100.62%
34	入部	6,428	8	6,426	8	2	14	100.03%
35	早良	3,051	32	3,049	32	2	14	100.07%
36	脇山	1,864	37	1,869	37	▲5	21	99.73%
37	内野	4,659	19	4,659	20	0	17	100.00%
38	石釜	609	38	612	38	▲3	19	99.51%
合計		181,033		181,043		▲10		99.99%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第6号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年3月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 2人
 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和6年3月1日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R6.2.20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R6.3.1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	45	0	0	1	▲ 1	44
女	71	0	0	1	▲ 1	70
計	116	0	0	2	▲ 2	114

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第4回	定例	4月19日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第5回	定例	5月20日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第6回	定例	6月3日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第7回	定例	7月19日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第8回	定例	8月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	9月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	9月20日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	10月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	11月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第13回	定例	12月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室